平成２２年（フ）第１３８３号
札幌市北区屯田４条５丁目５番10号
債務者　千田　眞夕
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１０号
札幌市豊平区美園７条１丁目２番14号　コーポあすなろ403号
債務者　八重樫　香
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２１号
札幌市中央区南17条西８丁目１番13号　マンションベルグ201号
債務者　木村　美雪
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９３号
札幌市北区麻生町５丁目７番６号　コーポ稲川306号
債務者　山根美紀子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１６号
札幌市白石区菊水２条１丁目５番12号　小野ビル202号
債務者　土屋八重子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６９号
札幌市中央区北６条西21丁目２番15―201号
債務者　寺嶌　　孝
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７６号
札幌市豊平区平岸４条11丁目７番11号　三浦アパート201号
債務者　古林　政宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８６号
札幌市白石区菊水６条２丁目５番26―405号
債務者　佐藤　良晴
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９２号
札幌市東区伏古３条２丁目２番26号　佐渡伏古マンション305号
債務者　高田志津枝（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２４号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目12番27―301号
債務者　中谷チヱ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４５号
札幌市西区西野６条７丁目３番44号
債務者　石井　　妙（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４９号
札幌市中央区南６条西２丁目５番地15　アムスタワー南６条1101号
債務者　鈴木　克彦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７４号
北海道江別市幸町26番地の14　ハッピーハイツ201
債務者　佐藤　雅昌
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７９号
札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　Ⅳリーフクローバー105号
債務者　室橋　正秀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８４号
札幌市北区北30条西９丁目５番10号　第２白山ハイツ２Ｆ203号
債務者　矢野千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９０号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５―807号
債務者　許士　隆夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９１号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目７番５―807号
債務者　許士富美子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部